

家屋を取壊した後、令和6年1月1日以降に敷地の売却をした場合
被相続人居住用家屋等確認申請書には、以下の書類の添付が必要です。

書類が用意できない場合やご不明点がある場合は、市民生活課(053-457-2231)までお問い合わせ下さい。

	添付書類	備考
①	亡くなった方の住民票の除票の写し	<u>※原本を提出して下さい。</u> (「住民票の除票の写し」が証明書の名称です。)
②	<u>取壊し日以降に取得した</u> 相続人の住民票の写し ※家を取り壊してから証明書の取得までに2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	※複数人で相続した場合は、申請家屋を相続したすべての相続人分を提出して下さい。 <u>※原本を提出してください。</u> (「住民票の写し」が証明書の名称です。)
③	敷地等の売買契約書のコピー	※ <u>すべてのページ</u> をコピーして下さい。
④	敷地の登記事項証明書等(④) ※換価分割の場合は遺産分割協議書等	※お近くの法務局で取得できます。 <u>※原本を提出してください。</u>
⑤	家屋の閉鎖事項証明書(④、⑤) ※換価分割の場合は遺産分割協議書等 ※未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー、工事費用の請求書、領収書等	※換価分割とは、亡くなった方の財産を売却し、相続人の間で売却金を分配することです。
⑥	以下のいずれかの書類 (ア)電気、水道又はガスの使用場所・使用中止日が確認できる書類 <u>※亡くなった後に止めているものに限る</u>	※いずれか一つで構いません。 (別紙を参考)
	(イ)敷地を売却する際に、媒介契約を締結した宅地建物取引業者(不動産屋)が作成した広告	※「上物有り」、「解体更地渡し」空き家があり、解体して売却する旨が書いてあること。 ※広告日が記載されていること。
⑦	家を取り壊した後の更地の写真(譲渡日以前に撮影したもの)	※写真に撮影日を記載して下さい。 (手書き可能)
⑧	その他必要書類()	

亡くなった方の住所が老人ホームであった場合は加えて以下の書類

	必要書類	備考
⑨	亡くなった方の介護保険証のコピー	
⑩	亡くなった方が施設に入所した際の契約書のコピー	
⑪	以下のいずれかの書類	※⑥で(ア)を用意している場合は、⑪の添付は不要です。
	(ア)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	
	(イ)取り壊した建物へ外出、外泊した記録のコピー	

家屋を取壊した後、令和6年1月1日以降に敷地の売却をした場合